

生態リスク初期評価結果一覧（14物質）

番号	CAS番号	物質名	有害性評価（PNECの根拠）			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (µg/L)	予測環境中濃度 PEC (µg/L) <small>(注1)</small>		PEC/PNEC比	PEC/PNEC比による判定	評価結果 <small>(注2, 3)</small>	過去の公表 <small>(注4)</small>
			生物種	急性・慢性の別	エンドポイント								
1	141-43-5	2-アミノエタノール	藻類 緑藻類	急性	EC ₅₀ 生長阻害	100	25	1.8	0.07	○	▲ <small>(注5)</small>	第5次	
								< 0.17	< 0.007				
2	78-59-1	イソホロン	魚類 ファットヘッド ドミノ	慢性	NOEC 成長阻害	10	990	—	—	×	○ <small>(注6)</small>	第6次	
								—	—				
3	106-88-7	1,2-エポキシブタン	—	—	—	—	—	0.0021	—	×	○ <small>(注7)</small>	—	
								< 0.0016	—				
4	7601-90-3	過塩素酸	甲殻類 ニセネコゼミ ジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	96	17	0.2	▲	▲	—	
								1	0.01				
5	218-01-9	クリセン	藻類 珪藻類	急性	EC ₅₀ 生長阻害	100	0.0063	< 0.02	< 3	×	▲ <small>(注8)</small>	—	
								< 0.02	< 3				
6	111-30-8	グルタルアルデヒド	藻類 緑藻類	急性	IC ₅₀ 生長阻害	100	10	0.4	0.04	○	○	第5次	
								< 0.3	< 0.03				
7	95-51-2	o-クロロアニリン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	3.2	0.22	0.07	○	○	第3次	
								< 0.06	< 0.02				
8	760-23-6	3,4-ジクロロ-1-ブテン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	8.3	—	—	×	○ <small>(注6)</small>	—	
								—	—				
9	606-20-2	2,6-ジニトロトルエン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	6	< 0.0014	< 0.0002	○	○	第5次	
								< 0.0014	< 0.0002				
10	87-61-6	1,2,3-トリクロロベンゼン	魚類 グッピー	急性	LC ₅₀ 死亡	100	3.5	3	0.9	▲	▲	第7次	
								< 0.03	< 0.009				
11	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	—	—	—	—	—	0.10	—	×	▲ <small>(注9)</small>	第3次	
								< 0.01	—				
12	335-67-1 (ペルフルオロ オクタン酸)	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	甲殻類 タマミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	310	0.36	0.001	○	▲ <small>(注10)</small>	第6次	
								0.011	0.00004				
13	536-90-3	3-メトキシアニリン	甲殻類 オオミジンコ	急性	EC ₅₀ 遊泳阻害	100	1.1	< 0.016	< 0.01	○	○	—	
								< 0.016	< 0.01				
14	108-78-1	メラミン	—	—	—	—	—	10.33	—	×	○ <small>(注7)</small>	—	
								0.25	—				

- (注1) 実測値に基づくPECの上段は公共用水域（淡水）、下段は公共用水域（海水）。
- (注2) 生態リスク評価分科会による総合的な判定により分類した結果
- (注3) ○：現時点では作業は必要ない、▲：情報収集に努める必要、■：詳細な評価を行う候補、×：現時点では生態リスクの判定はできない。
—：PNECが設定できなかった、あるいはPECが設定できなかった場合、PEC/PNEC比の算出ができなかった場合、
(-)：評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合を示す。
- (注4) 再評価物質については、過去において第何次のとりまとめで公表したかを示した。
- (注5) 限られた地域を対象とした河川濃度やPRTRデータを用いた濃度予測結果を考慮した。
2-アミノエタノール
- (注6) PECを設定できなかった物質：10年以上前の環境実測データ、製造輸入数量や用途などを考慮した。
イソホロン、3,4-ジクロロ-1-ブテン
- (注7) PNECを設定できなかった物質：得られた有害性情報などを考慮した。
1,2-エポキシブタン、メラミン
- (注8) リスクの判定が複数の区分にまたがった物質：環境中への排出量、検出の可能性などを考慮した。
クリセン
- (注9) 限度試験結果のため、PNECを設定しなかった物質：魚類の慢性毒性試験の不足を考慮した。
フタル酸ジ-n-オクチル
- (注10) 魚類の2世代試験に関する情報の不足を考慮した。
ペルフルオロオクタン酸及びその塩